

地方公務員の労働基本権の在り方に係る意見

平成23年4月26日

全国知事会

去る4月5日、国の国家公務員制度改革推進本部において、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」（以下「全体像」という。）が決定された。この中で地方公務員の労働基本権の在り方については、「地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める」こととされており、今後、本格的に議論が行われることとなっている。

地方公務員の労使関係の在り方については、本会としては、先に行政改革プロジェクトチームの報告書「都道府県行政改革白書」の中で、「公務員給与決定システムの研究」として、課題と基本的な改革の方向性を示したところであるが、今回、「全体像」が示されたことから、自律的労使関係制度の措置に関わる部分について、総務常任委員会委員長が各都道府県知事に意見を照会し、本会としての意見を次のとおりとりまとめた。

地方自治の制度や地方公共団体の特徴を踏まえるとともに、地方の声に十分に耳を傾けた上で、検討を進められたい。

なお、東京消防庁に属する消防職員の労働基本権の在り方については、別途意見を聴取する機会があるとのことであり、今回の意見集約には含めていない。

1 基本的な考え方

- 議会制民主主義、財政民主主義という憲法上の要請を満たす必要がある。
- 給与決定においては、民間と異なり市場の抑制力が働かないという特徴があること、また、究極の使用者は住民であることを踏まえ、検討を行う必要がある。
- 自律的労使関係制度の措置に伴う問題は、人事当局と職員あるいは職員団体との内部の問題だけではなく、行政サービスに重要な関わりを持つ問題であり、職員等が得る便益と、交渉のコストのみならず行政サービスに与える影響まで含めた費用の分析を行い、住民の理解を得ながら改革を進めていく必要がある。
- 勤務条件を決定する手続の透明性を確保するとともに、決定した内容については住民への説明責任を果たす必要がある。

2 地方公務員制度を検討する際に留意すべき事項

- 地方自治の本旨や地方分権の観点から、地方公共団体が持つ自らの団体運営に係る基本事項についての最終的な決定権限は尊重されるべきである。
- 議院内閣制の下での内閣と国会の関係と異なり、知事（首長）は、自らが住民の直接選挙によって負託を受けていると同時に、同様に選挙によって選ばれた議員からなる議会に対して、条例や予算等の審議を通じて、二重に住民へ説明責任を負っている。したがって、議会の関与の在り方についても、自律的労使関係確立の視点に配慮しながら、国と地方の違いを踏まえた検討がなされるべきである。

3 個別の論点

(1) 給与勧告制度の廃止・給与の参考指標

- 勤務条件を決定する手続の透明性を確保し、住民への説明責任を果たすためには、交渉に際しての客観的な参考指標が必要である。その際には、中立的な第三者の調査によるべきである。

(2) 労働組合の組織、認証等

- 適格性を客観的に担保する基準を定めた上で、中立的な第三者によって認証される必要がある。

(3) 団体交渉の対象事項

- 協約締結権を付与するに当たっては、管理運営事項と交渉対象事項を切り分け、新たな制度における交渉対象事項や協約締結事項の範囲を明確に規定する必要がある。

(4) 団体交渉の当事者

- 国は人事行政に責任を持つ使用者機関として新たに公務員庁を設けることとしているが、地方にも、一つの団体の中に教育委員会や企業管理者といった様々な任命権者が存在するため、実態に即した効率的な交渉の在り方を検討する必要がある。また、当事者（団体交渉ができる者及び団体協約を締結できる者）を明確にするとともに、組織率が職員の過半に満たない労働組合しか存在しない場合や複数の職員組合が存在する場合等への対応についても検討する必要がある。

(5) 団体交渉の手続

○交渉により決定された勤務条件等が住民の理解を得られるものとなるためには、交渉の過程や結果についての適切な情報公開制度を検討しなければならない。

(6) 団体協約の効力

○協約締結事項についても議会の一定の関与が必要であるが、「全体像」では、「政府全体で統一的に定めるべき勤務条件は、法令で定めることとする」とされており、法律事項と政令事項の切り分けが明らかにされていない。住民の関心の高い勤務条件については、大枠だけでなく、内容についても一定程度、条例等の審議を通じた議会の承認を経て定める必要がある。

(7) あっせん、調停及び仲裁

○市町村職員を含めた地方公務員の勤務条件の決定に当たってのあっせん、調停及び仲裁を都道府県労働委員会が行うことになるのであれば、付議事案の増加等による調整コストの増大が予想され、現在の体制での実施は困難である。そのため、都道府県労働委員会の公平性、中立性を確保しつつ、迅速な紛争処理が行えるよう、体制の整備等を図る必要がある。

(8) 争議権

○「全体像」では、「新たに措置する自律的労使関係制度の下での団体交渉の実情や、制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、引き続き慎重に検討する必要がある。